

京都府北部地域の物流課題の解決に向けた調査・分析業務委託仕様書

1 業務名

京都府北部地域の物流課題の解決に向けた調査・分析業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月22日まで

3 業務の背景及び目的

京都府では、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町（以下、「府北部地域」という。）の物流事業者や荷主企業とともに協議会を立ち上げ、府北部地域の各工業団地等を拠点に地域物流の効率化を図り、持続可能な地域の物流ネットワークを推進していくことにより、府北部地域の産業競争力の維持・強化を目指すこととしている。

令和7年度の調査では、地域の基幹産業である農林水産業において、物流を原因として、生産事業者において満足に出荷できない事態も生じていることが確認された。

とりわけ、水産物流において繁忙期の輸送力不足や積載率のばらつき等の課題があることが明らかになり、また、府北部地域においては、物流事業者の担い手不足や輸送コストの上昇等により、地域物流の維持・確保が課題となっている。

本業務は、これらの調査結果を踏まえ、農林水産業をはじめとする地域産業を支える物流の効率化及び持続可能性の向上に向けて、具体的な物流モデルや連携手法の検討を行うとともに、今後の実証事業や事業化を見据えた取組の方向性を整理することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、府北部地域における物流の実態や全国的なネットワークの状況・課題等を理解し、業務を行うものとする。業務内容は以下のとおりであるが、業務における重要事項は委託者と十分協議のうえ、決定すること。

- (1) 府北部地域の基幹産業である農業・水産業における物流最適化シミュレーション

① 物流実態調査

府北部地域の農林水産業における物流の実態を把握し、物流構造や輸配送上の課題を整理・分析すること。必要に応じて物流事業者、荷主企業、関係団体等へのヒアリングを実施すること。

京都府では、策定予定である地域産業クラスター計画に基づき、サステナブルパーク（宮津市）や道の駅・丹後王国「食のみやこ」（京丹後市）、移転後の京都府農林水産技術センター（綾部市）を拠点として、新たな農業・水産業のモデル事業（例：ショーケース農業や大型陸上養殖等）を展開する予定であるが、当該拠点においてショーケース農業や大型陸上養殖等による生産に適した品種・生産量等を検討するとともに、府南部地域に立地するフードテック産業と連携した食のコンテンツ開発、府北部地域の観光地と連携した地産地消を中心として、府内の観光地や首都圏・京阪神地区の高級飲食サービス店等への輸配送も想定していることから、その物流ルート最適化も踏まえてシミュレーションすること。

② 物流効率化方策の検討

調査結果を踏まえ、物流効率化及び持続可能性の向上に資する方策を検討し、導入効果、実現可能性及び事業性等を分析し、当該取組について、試験運用をすること。

（２）へき地等を発着点とする農水産物等輸配送の効率化 FS 調査

① 実態調査・分析

府北部地域のへき地その他の条件不利地域を対象として、農水産物等の配送の効率化に向けた方策について調査・分析を行うこと

② 検討及び実現可能性調査

地域特性や事業性等を踏まえ、実証事業の候補となる地域及び実施モデルを整理するとともに、その実現可能性や課題、今後の事業展開に向けた方向性を検討すること。必要に応じて試行的な検証等を実施し、実証等に向けた課題及び対応方策を整理すること。あわせて、住民生活を支える物資輸送との連携可能性についても検討し、他地域への展開可能性を含めて取りまとめること。

（３）報告書の作成

調査・分析結果を取りまとめ、持続可能な地域物流ネットワーク構築に向けた提言を含む報告書を作成すること。

5 業務実施体制

「4 業務内容」の進捗状況及び内容確認を行うため、月1回程度、京都府と業務打合せを実施すること。

6 成果物

- (1) 調査・分析報告書（A4版）2部
- (2) 電子データ一式
- (3) 概要版資料一式

7 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

京都府総合政策環境部地域政策室

8 留意事項

- (1) 本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。